

千葉県貨物運送事業者物価高騰対策支援金（第5弾）申請書

（令和8年4月20日～6月30日受付）

記入日	令和8年	<input type="text"/>	月	<input type="text"/>	日	<input type="text"/>
-----	------	----------------------	---	----------------------	---	----------------------

千葉県知事 熊谷 俊人 様

申請者は法人ですか、個人事業主ですか。

<input type="checkbox"/>	法人（株式会社など）
<input type="checkbox"/>	個人事業主

千葉県貨物運送事業者物価高騰対策支援金給付要綱第3条の給付対象事業者に該当するため、同要綱第6条の規定に基づき支援金を申請します。
 なお、同要綱第7条の規定に基づき支援金の給付が決定した場合、記載の口座へ振込をお願いします。

【法人の場合に記入】

訂正の場合は二重線
 （訂正印不要）

本店 （本社） 所在地	〒	<input type="text"/>	-	<input type="text"/>
法人名カナ	<input type="text"/>			
法人名	<input type="text"/>			
法人代表者 氏名	<input type="text"/>	押印 不要	法人番号 （13桁）	<input type="text"/>
資本金の額 （出資の総額）	<input type="text"/>	円	常時使用する 従業員数	<input type="text"/> 人

注：正規社員、契約社員、パート、アルバイトを含む、従業員の総数を記入
 役員は含みません。役員以外に従業員がいない場合は、0を記入
 支店・支社・営業所だけではなく、会社全体の従業員数です。
 ただし、従業員の総数が300人を超える場合は、申請要領Q23を参照してください。

【個人事業主の場合に記入】

住所 ※住民票上の住所	〒	<input type="text"/>	-	<input type="text"/>
氏名カナ	<input type="text"/>			
氏名	<input type="text"/>	押印 不要	生年月日	西暦
			<input type="text"/>	年
			<input type="text"/>	月
			<input type="text"/>	日
			性別	男
				女
			いずれかに✓	

片面印刷をお願いします（申請書その1〜3全て）

<input type="text"/>

★連絡先等 注：申請に不備等があった場合は、電話・メールにより連絡いたします。電話・メールで連絡がつかない場合は、郵送する場合があります。
注：行政書士が代理申請する場合は代理人の連絡先・郵送先でも可

連絡先	担当者氏名		部署 (なければ不要)	
	電話		電話 (予備)	
	メールアドレス			

注：このメールアドレスに、給付通知書をお送りします。

郵送先	〒		-	
	住所			
	宛名			

注：メールアドレスがない場合や、送信エラーになった場合に、通知書を郵送します。

★対象車両台数

事業の種類別	給付単価(円)	台数
一般/特定貨物自動車運送事業 【普通車以上】	23,000	
貨物軽自動車運送事業 【軽自動車・二輪車】	8,000	



申請書その2 (対象車両一覧)
に全車両を記入してください

★振込先情報 支払不能を防ぐため、鮮明に記載してください。

金融機関コード		(4桁)	金融機関名		
支店コード		(3桁)	本・支店名		
預金種別 (いずれかに✓)		普通		当座	
			口座番号 (7桁)		
口座名義人 カタカナ					

注：口座番号が6桁以下の場合は、はじめに「0」を記載してください。

注：口座名義人は、申請者本人名義(法人の場合は法人の名義)に限ります。
注：法人は、法人名のみ記入。「ダイヒョウトリシマリヤク ○○○○」は記入不要

--

★必要書類の確認 同封するものに✓してください。

法人	個人事業主	必要書類
必須	必須	申請書その1 ※この用紙です。
必須	必須	申請書その2 (対象車両一覧)
↓参照	不要	申請書その3 (役員等一覧)
必須	必須	令和8年4月1日時点の「自動車検査証記録事項」の写し(申請する車両全て) ※250cc以下のオートバイの場合・・・令和8年4月1日時点の「軽自動車届出済証」の写し
必須	必須	通帳の写し
不要	必須	運転免許証(両面)またはマイナンバーカード(オモテ面のみ)(申請時点で有効なもの)

「申請書その2」に記入した順番に同封してください

6ページに貼り付けしてください

7ページに貼り付けしてください

★(法人のみ記入) 法人の役員等の確認 いずれかに✓してください。

	✓	選択肢
1	<input type="checkbox"/>	第4弾(令和7年5月26日~7月28日受付)に申請していて、かつ、その申請時から役員等に変更はありません。 → 申請書その3は不要です。
2	<input type="checkbox"/>	第4弾に申請していません。 → 申請書その3(役員等一覧)は必須です。役員等全員を記入してください。
3	<input type="checkbox"/>	第4弾に申請しましたが、その申請時から役員等に変更があります。 → 申請書その3(役員等一覧)は必須です。役員等全員を記入してください。

注:「役員等」とは、次の①~③のいずれかに該当する方をいいます。
 ①役員
 ②役員ではないが、実質的に当該団体の経営に関与している者(相談役、顧問など)
 ③役員ではないが、本件支援金の申請に関する権限を委任されている者(=代表取締役名義ではなく、自己名義で申請できる者)

★申請者に関する確認 該当する項目に✓をしてください。1~5を全て満たす必要があります。

	✓	内容
1	<input type="checkbox"/>	令和8年4月1日時点において、申請者の名義で、次のA~Cのうち、いずれかの貨物自動車運送事業を営んでいる。 A 一般貨物自動車運送事業 B 特定貨物自動車運送事業 C 貨物軽自動車運送事業
2	<input type="checkbox"/>	申請日時点において、貨物自動車運送事業を継続しており、引き続き事業を継続する意思を有する。
3	<input type="checkbox"/>	千葉県内に営業所を有している。
4	<input type="checkbox"/>	事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守している。
5	<input type="checkbox"/>	【法人の場合】 次の⑦⑧の両方、もしくは、どちらかに該当する。 ⑦「資本金の額」又は「出資の総額」が3億円以下である。 ⑧常時使用する従業員の数が300人以下である。 または 【個人事業主の場合】 常時使用する従業員の数が300人以下である。

注:「常時使用する従業員数」…正規社員、契約社員、パート、アルバイトを含む、従業員の総数を指します。(法人の役員は含みません) 支店・支社・営業所だけではなく、会社全体の従業員数です。ただし、その従業員の総数が300人を超える場合は、申請要領Q23を参照してください。

★車両に関する確認 該当する項目に✓をしてください。1~6を全て満たす必要があります。

	✓	内容	
1	<input checked="" type="checkbox"/>	自走する自動車である。 ※被牽引車・トレーラーではないこと	
2	<input checked="" type="checkbox"/>	令和8年4月1日時点で、千葉県内の営業所に配置された貨物自動車運送事業のために使用している事業用自動車である。 ※いわゆる、緑ナンバー、黒ナンバーであること ※「旅客」事業用は対象外です。	
3	<input checked="" type="checkbox"/>	千葉県内のナンバー（自動車登録番号、または車両番号）の自動車である。	
4	<input checked="" type="checkbox"/>	令和8年4月1日（午前0時）時点で、車検が有効であった。 ※その時点で車検切れだった車両は対象外	または 【250cc以下のオートバイの場合】 令和8年3月31日までに軽自動車届出済証の交付を受けている。
5	<input checked="" type="checkbox"/>	令和8年4月1日（午前0時）時点で、自動車検査証上の「使用者」が申請者本人である。	または 【250cc以下のオートバイの場合】 令和8年4月1日（午前0時）時点で、軽自動車届出済証上の「使用者」が申請者本人である。
6	<input checked="" type="checkbox"/>	同一の車両で、他の者が申請していない	

★必要書類の条件の確認 「自動車検査証記録事項」と「軽自動車届出済証」

✓	確認事項	
<input checked="" type="checkbox"/>	右の内容を確認しました。	令和8年4月1日時点の自動車検査証記録事項（または軽自動車届出済証）が必要です。 ※自動車検査証記録事項の場合…下の「見本①」を参照してください。 ※軽自動車届出済証の場合…令和8年3月31日以前に発行されているもの。 ※小さいサイズ・青色の「自動車検査証」は受付できません。（下の「見本②」）

〔注：令和8年4月1日以降に新しい「自動車検査証記録事項」が発行され、古いものを破棄してしまった場合は、新しいものを御提出ください。〕

見本①

自動車検査証記録事項

1. 基本情報		記録年月日 令和7年10月1日
自動車登録番号又は車両番号	千葉 ○○○ あ ○○○○	令和8年3月31日以前であること
車台番号	A B C 1 2 3 4 5 6 7 8 9	
登録年月日／交付年月日	令和○年○月○日	令和8年4月1日以降であること
初度登録年月	令和○年○月	
2. 所有者・使用者情報		有効期間の満了する日 令和8年9月30日



★誓約事項

内容を確認・了承した上で、1～7の全てに✓をしてください。

	✓	誓約内容	
1		給付要件を満たしています。また、申請内容及び提出書類に虚偽はありません。	
2		千葉県から申請の内容について検査・報告の求めがあった場合は、これに応じます。	
3		給付要件に該当しない事実、誓約事項に反する事実、及び不正等が発覚した場合は、支援金を返還するとともに、加算金を支払うことに応じます。	
4		他の行政機関（その行政機関から委託を受けた者を含む）が、法令又は予算に基づく事務・事業の執行のために、本支援金の申請に関する情報の提供を千葉県に求めた場合は、千葉県が当該行政機関に当該情報を提供することに同意します。	
5		千葉県が、申請内容の適合性を確認するため、他の行政機関（軽自動車検査協会を含む。以下同じ）に対して、本申請に関する情報を照会し、当該行政機関が千葉県に情報を提供することに同意します。	
6		申請に係る書類及び関係する帳簿並びに全ての証拠書類を、本年度末から5年間（令和15年3月31日まで）保存することを承諾します。	
7		<p>【法人の場合】 当法人の役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。）が、次の①～③のいずれにも該当せず、将来においても次の①～③のいずれにも該当しないことを誓約します。また、該当しないことを確認するため、千葉県が千葉県警察本部に照会することについて承諾します。</p>	<p>【個人事業主の場合】 私は、次の①～③のいずれにも該当せず、将来においても次の①～③のいずれにも該当しないことを誓約します。また、該当しないことを確認するため、千葉県が千葉県警察本部に照会することについて承諾します。</p>
<p>暴力団関係者の定義 ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号、以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。） ② 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。） ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為 イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為 ウ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあっては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為 ③ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者</p>			

**▼ここに通帳の写しを貼り付けてください▼
(必須)**

①銀行名、②支店番号、③支店名、④口座種別、⑤口座番号、⑥名義人がある部分をコピーしてください。

【注意】通帳の表紙だけでは上記6項目確認できない場合 → 通帳を開いた1・2ページも貼り付けてください。



※キャッシュカードに上記の口座情報が全て記載されている場合はキャッシュカードの写しでも可。

※通帳やキャッシュカードがない場合（電子通帳など）は、口座情報の画面コピーでも可。



※この欄に収まらない場合は、別途A4用紙に貼り付けて同封してください。

▼ここに身分証明書の写しを▼
貼り付けてください
(個人事業主のみ必須)

運転免許証の場合 両面
マイナンバーカードの場合 オモテ面のみ

(オモテ面)

(ウラ面)

※マイナンバーカードのウラ面は貼らないこと。